

全国労働安全衛生センター連絡会議 第4回総会議案書

1993年7月4日(月)午前9時～12時／新潟市・KKRニュー越路会議室

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3MKビル3階
TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

全国労働安全衛生センター連絡会議 第4回総会の御案内

108 東京都港区三田3-1-3MKビル3階

TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

全国労働安全衛生センター連絡会議

議長 原田 正 純

事務局長 古 谷 杉 郎

全国労働安全衛生センター連絡会議の第4回総会を下記のとおり(総会前日にも企画があります)開催いたします。会員の皆様は、御出欠及び欠席の場合、書面表決又は委任状をよろしくお願いいたします。

記

日時：1993年7月4日(日)09:00～12:00(ただし、前日から次のような次第を予定しています。)

次第：①人間と環境シンポジウム

報告：原田正純氏(全国労働安全衛生センター連絡会議議長)

新潟県内環境市民グループ、ほか

日時：7月3日(土)14:00～17:00

会場：新潟市万代市民会館ホール(TEL(025)246-7711)

入場料：500円

主催：くらしの相談・にいがた、全国労働安全衛生センター連絡会議

②地域センター活動交流会

日時：7月3日(土)18:00～21:00

会場：KKRニュー越路(新潟市明石町1-1-7 TEL(025)245-6271)

③総会(議案討議)

日時：7月4日(日)09:00～12:00

会場：KKRニュー越路(新潟市明石町1-1-7 TEL(025)245-6271)

議案：第1号議案 1992年度活動報告案 1頁

第2号議案 1992年度収支決算案 21頁

第3号議案 1993年度活動方針案 23頁

第4号議案 1993年度収支予算案 25頁

第5号議案 1993年度役員体制案 26頁

宿泊費：1人15,000円(宿泊代と3日夕食・4日朝食代込み)

1992年度活動報告案

1 地域センター

地域センター会員としては、92年度新たに、京都労働安全衛生連絡会議、三多摩労災職業病研究会が加わり、93年4月に設立された鳥取県労働安全衛生センターの加入を含めると、発足時の17団体から現在22団体(オブ加盟2団体)となっています。

この間、いくつかの地域で、地域センターの新設を含めた労働安全衛生に取り組むネットワークを広げる努力が行われています。

静岡では、69年に県春闘共闘会議によって設立された静岡県労働安全センターが、連合体制への移行についての約1年間の検討・準備の後、92年11月に、静岡県勤労者労働安全センターに移行しました。旧センターの理事会及び解散総会に全国安全センターの古谷事務局長が招かれ、全国安全センターと各地の取り組みの状況等を紹介しました。静岡県勤労者労働安全センターでは、連合静岡の12地域協議会レベルでの地域センターの設置を進めています。

鳥取では、昨年春頃から自治労を中心に地域センター設立の準備が進められ、4月に連合鳥取事務局と自治労役員が関西労働者安全センターを訪れました。その後、連合鳥取と関係単産の協議が行われ、連合鳥取として構成組織に準備会への積極的な参加を呼びかける中で、今年4月5日、連合鳥取及び15単産が参加して鳥取県労働安全衛生センターが設立されました。設立直後の4月15～17日の3日間、過労死110番を実施。関西労働者安全センターの西野事務局長を講師に事前学習会も実施、110番当日には、西野及び古谷が応援にいきました。

地域センターの設立以外でも、注目される地域の動きもあります。愛媛では、92年10月、社会党愛媛県本部がスタッフを配置して、松山市内のえひめ社会文化会館内に労災職業病相談所を開設。労災職業病相談に応じています(愛媛県労働災害職業病対策会議も協力)。東京の八王子では、八王子地区労が八王子勤労者市民センターに発展解消、同センターと三多摩労災職業病センターが協力して、92年*月に八王子労働安全衛生ネットワークを作り、92年4月と今年4月に八王子労基署交渉を行っているほか、地域の労働安全衛生の取り組みを応援しています。また、新潟では、新潟県安全衛生センターが、新事業として、92年10月から、「くらしの相談・にいがた」をスタートさせています。

九州3県の協力で第3回労働安全衛生学校(宮崎・日向)を成功させ、さらに熊本、大分での開催をめざしたり(後述)、鳥取県労働安全衛生センターの設立に関西労働者安全センターが全面的に協力するなど、地域センター相互の連携・協力が進んでいます。その他にも、愛媛在住の振動病被災者の打ち切り問題で共同で兵庫県の労基署交渉に取り組んだり、日常的に情報を交換したり協力し合う機会が増えてきています。また、92年8月には、愛知県勤労者安全衛生研究センターと富山県労働安全衛生センターが合同で安全衛生担当者交流研修会を行っており、新生静岡県勤労者労働安全センターを加えて、中部地域での地域センター相互の交流が発展が期待されます。

2 制度・政策

① 労働行政の動向

労働安全衛生法が、昨年の第123回通常国会で改正されました。改正の主な内容は、①快適な職場環境の形成の促進(安全センター情報92年9月号で解説、以下掲載号のみ表示)と、②建設業における労働災害防止対策の充実(93年1月号)で、前者は92年7月1日から、後者は同年10月1日から施行されています。

特に注目されるのは「快適職場」関係で、事業主等の責務として「快適な職場環境の実現」を掲げ、そのために、①作業環境、②作業方法、③疲労回復のための措置、④その他、について必要な措置を講ずることとされ(従来は、快適な作業環境の実現だけでした)、「快適職場指針」も策定されました。昨年の第3回総会議案では、これに対して、①労働者の参加(機能付与 ENABLING)という発想の欠如、②「労働大臣が画一的に定める基準」に該当するかどうか「快適職場」であるかどうかの「唯一の基準」となっている一人歩きしないか、③快適職場推進センターと位置付けられる中央労働災害防止協会等の運営の「民主化」の必要、等の危惧を表明しました。「快適職場指針」等をみる限り、少なくとも②の危惧は心配ないようです(「個人差への配慮」等を明確にした労働省としては画期的な文書と評価できます)。これを、たんなる努力目標に終わらせるか、各々の職場の実情に応じた職場改善―快適な職場環境の実現に向けた労働者サイドのイニシアティブ発揮のテコにするか、今後の労働安全衛生の取り組みの試金石になりそうです。

また、92年7月からスタートした、「化学物質等安全データシート」を中心とした「化学物質等の危険有害性等の表示制度」(告示、92年10月号)にも注目する必要があります。今年3月には、厚生省・通産省共同で同様の「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」(告示)も出され、(社)日本化学工業協会ではすでに労働・厚生・通産3省共同監修による「製品安全データシートの作成指針」を作成してこれらに対応することとしており、今年4月から本格的に実施されることになります。もとより、90年に採択されたILOの職場における化学物質の使用の安全に関する第170号条約及び第177号勧告と比べても、また、行政指導で法による規制ではない、消費者・一般市民への情報提供を含まない等々の弱点があることは否めません。しかし、すでに職場で使用されている主な化学物質だけでも約48,000種類、さらに毎年数千種類が新たに持ち込まれている状況の中で、個々の物質ごとの法規制(現在、法令で表示を義務付けられているのはわずか91種類)だけに頼るというアプローチでは決定的に不十分です。労働者の「知る権利」を確立し、労働者参加による安全衛生への転換を図る第一歩として、大いに活用されることが期待されます。なお、危険有害化学物質等については、とくに発がん性、変異原性等に着目して「指針」や「通達」のかたちで規制物質が拡大されていることにも注意してください(四塩化炭素―91年12月号、1,4-ジオキサン、ガラス繊維及びロックウール―93年5月号、等)。

なお、騒音障害対策関係では、聴覚医学会において「聴覚検査法(1990)」が定められたことに伴い、92年1月から、障害等級認定基準及び騒音性難聴の認定基準が一部改正、また、92年10月からは、騒音の測定方法等の改正及び「騒音障害防止のためのガイドライン」(基発第546号)が定められ、紛じん障害防止対策関係では、今年になって、第4次紛じん障害総合防止対策推進要綱が定められています。

労災補償関係では、92年12月に、労災保険審議会の認定問題小委員会の報告がまとめられました。これは、88年8月の労働基準法研究会(災害補償関係)中間報告に基づく労災補償制度の全面改悪作業の挫折以後、作業を再度ルールにのせるために、労働者側の要望を入れて開催されていたものです。認定問題小委員会の作業が終了したことで、今後の労災補償制度見直し作業の動向が注目されます。認定問題小委員会の報告自体については、安全センター情報93年2月号でくわしく解説していますが、注目された過労死認定基準の見直しを含め、具体的な認定基準や制度改正につながる提案はありませんでした。

代わりに、90年度から5年計画で進められている作業関連疾患総合対策研究等を活用した情報収集に

加えて、「循環器系(脳・心臓疾患)特別健康診断のあり方検討会」の設置、都道府県及び地域「産業保健センター(仮称)」の設置(7年程度で全国に設置)、を今年度の過労死・勤労者の健康確保対策の目玉としています。「産業保健センター(仮称)」は、92年5月にまとめられた「産業医のあり方に関する検討会」(労働省労働基準局長の私的諮問機関)報告(93年4月号)を受けたものですが、この報告では他にも様々な検討を行っています。労働省も続いて「産業医研修センター(仮称)」のあり方を検討しており、今後注目すると同時に、労働者サイドから産業医の問題を検討していく必要があります。

また、労働省は、今年3月22日付けで基発第172号「被災労働者の社会復帰対策の推進について」を发出しています。これにより、従来の73年11月5日付け基発第593号「頭頸部外傷性症候群等の労働災害被災者に対する特別対策の実施について」を廃止するものであり、労働省の今後の被災労働者の社会復帰対策方針を示したものです(93年7月号)。

その他の労働関係法令の制定・改正も相次いでいます。とくに、週40時間労働制の実現時期をめぐる労基法改正の動きは注目を集めています。92年9月に出された労働基準法研究会(労働時間法制関係)の報告は、①94年4月から週40時間制へ移行、②最長1年間の変形労働時間制の新設、③いわゆるホワイトカラーに裁量労働のみなし労働時間制を適用、等を提言しました。最終的には、③は外されて改正法案が作成され、現在国会で審議中です。この間、原則週44時間・猶予措置対象週46時間制の現行制度のうち猶予措置が93年度で廃止されるのに対して、労働省は、使用者側の要望を受け自民党との舞台裏での折衝で、対象範囲を一部見直して現行猶予措置を93年度まで延長する方針を決定。労働者側委員が退席したままの中央労働基準審議会で、この方針を実行するという事態も生じています。また、今年、5月には、労働基準法研究会の労働契約等法制部会の報告が発表され、労働基準法の労働契約関係の見直し作業も本格化する見込みです。

他には、労働保険徴収法・雇用保険法改正(雇用保険率の改定、92年4月等施行、なお、労災保険率も92年4月から一部改正)、障害者雇用促進法改正(92年7月等施行、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関するILO第159号条約も批准)、介護労働者雇用管理改善法(92年7月施行)、労働時間短縮促進法(92年9月9月施行、5年以内の時限立法)、看護婦等人材確保法(92年11月施行)等の制定、また、第126回通常国会では、パート労働法案も審議されています。

② 制度改革に向けた取り組み

全国安全センターでは、安全センター情報紙面などを通して、これらの動きをフォローするとともに、問題点や改正の方向の指摘、活用方法などを紹介してきました。とくに、「快適職場指針」と「化学物質等安全データシート」については、自主対応型の労働安全衛生活動促進の立場から、その積極的な活用を訴え、現場でのいくつかの活用事例も出てきています。

また、労働者サイドからの対案・法改正等の提言を紹介することに力を入れていきました。今年度では、連合「過労問題プロジェクト報告」(92年4月号)、自治体労働安全衛生研究会・労働安全衛生法ワークショップ「労働安全衛生法改正への提言」(93年5月号)、じん肺審議会労働者側委員の「じん肺法に関する意見書」(93年1月号)、全国過労死を考える家族の会・過労死弁護士全国連絡会議「過労死関係法規・認定基準改正案」(92年4月号)、全国じん肺原告団連絡会議・全国じん肺弁護士連絡会議「じん肺根絶のために一私たちの提言」(未紹介)、等があります。とくに、最初の2つは、今後の労働安全衛生活動のあり方に関わる提言であり、大いに議論されることを期待します。

③ アスベスト規制法

アスベスト規制法制定をめざす会(90年4月結成、自治労、日教組、全建総連、全港湾、全造船、日本消費者連盟、アスベスト根絶ネットワーク、労働者住民医療機関連絡会議、全国安全センター等約300団体が参加、87年11月に総評の呼びかけで結成された石綿対策全国連絡会議が母体となっています)と日本社会党で協議を重ね、昨年4月には「石綿の規制等に関する法律案」が完成しました。国会提出前の5月19日に、(社)日本石綿協会と話し合いを持ちましたが、業界としては「自主規制で十分、法案には反対」という態度表明をしました(92年7月号)。PKO法案をめくり緊張が続く国会情勢の中で、法案を提出しても廃案になるとの判断から第123回通常国会への提出は断念し、12月3日、第125回臨時国会に、社会党全議員連名による議員立法として国会に提出。しかし、衆議院議院運営委員会で、自民党が「どこの委員会に付託するか検討したい」としたまま時間が過ぎ、臨時国会最終日に廃案と決定されました。現場での取り組みで作られた法案が委員会に付託もされずに廃案になったことは、社会党代議士会でも問題にされ、第126回通常国会に改めて法案を提出することが確認されました。

この間、地方自治体で規制法制定を求める決議をあげる取り組み、内外の自動車メーカーへのノンアス車の公表の申し入れ(92年8月号)、9月25日の「これからが本番!アスベスト対策」シンポジウム(93年2月号)、93年4月20日「ノンアス社会への展望」シンポジウム・フェスティバルの開催等に取り組み、92年11月5日に開催された石綿対策全国連絡会議の第6回総会で、再度、法案を国会に提出し成立をめざして奮闘することを確認しました(93年2月号)。

3 情報・出版

全国安全センター機関紙「安全センター情報」は、92年度(92年4月号)から表紙デザインを一新、表紙を2色刷りにお届けしています(デザインは毎年変更する予定)。93年5月号からは、井上浩副議長による新連載「監督官労災日記」もはじまりました。

労働衛生研究会のブックレット第1号「顕微鏡労働のための7つのチェックポイント」及びホステス等接客業での健康問題についてのパンフレットは、原稿は今年度中に完成しましたが、現在製作中です。「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」の作成とパソコンネット「JOSHRC-NET」の整備は、今年度でもできませんでした。

4 教育・研究調査

① 第3回労働安全衛生学校(宮崎)

93年1月29日から31日に宮崎県日向市で労働安全衛生学校を開催しました(93年4月号)。全国安全センターとしては第3回目の学校ですが、九州ではじめての開催ということもあって、地元の旧松尾鉱山被害者の会の他、熊本県労働安全衛生センター、(社)大分県勤労者安全衛生センターと全国安全センターの4者共催とし、九州各県評センターと九州労働弁護団から後援をいただきました。定員50名ということで呼びかけましたが、大きな御支持をいただき総数105名の参加を得、うれしい悲鳴をあげました。

内容はかなり欲ばったものになっています。今回も、従来の講師の話を聞くだけの受身のスタイルから、参加者自身が考え、討論し、答えを出す、参加型・実践型のトレーニングへの転換をめざして、小

グループ討論をメニューに加えました。初日に、①「過労死・メンタルヘルスから今日の労災職業病を考える」講師：原田正純氏(全国安全センター議長)、②「過労死労災補償をめぐる諸問題」講師：前田裕司氏(宮崎市民共同法律事務所弁護士)、③「労災保険の仕組みと実務」講師：西野方庸氏(関西労働者安全センター事務局長)、の3本と労災相談の実務トレーニング。2日目は、言わば昨年の第2回労働安全衛生学校の2泊3日の内容を1日に凝縮したような内容。まず、④ビデオ・ディスカッションと「これからの安全衛生活動」講師：酒井一博氏(労働科学研究所)、午後に、⑤「人間工学」講師：酒井一博氏(労働科学研究所)と、⑥「作業環境」講師：宮北隆志(熊本大学医学部衛生学教室)、⑦「労働時間」講師：酒井一博氏(労働科学研究所)、⑤と⑥についてはグループ討論も実施しました。3日目は、分科会方式とし、⑧第1分科会「VDT労働」講師：木村孝文氏(熊本安全センター秋津レクタウンクリニック所長)、⑨第2分科会「腰痛・頸肩腕障害」講師：久米行則氏(大分医療生協佐伯診療所所長)、⑩第3分科会「じん肺・アスベスト」講師：柳楽翼氏(大分医療生協大分協和病院院長)、⑪第4分科会「外国人労働者の労災問題」講師：飯田勝泰氏(東京東部労災職業病センター事務局長)・川本浩之氏(神奈川労災職業病センター)の4つを設定し、さらに再度全体で集まって、⑫「職場健康診断の目的と見方」講師：柳楽 翼氏(大分医療生協大分協和病院院長)及び全体のまとめを行って終了しました。

終了後の総括会議で、引き続き熊本(できれば今秋)、大分(来年)、と4者共催のかたちで、労働安全衛生学校を開催していくということになりました。

② 各地での講座、学習会等の取り組み

全国安全センターの労働安全衛生学校も刺激になって(いるとよいのですが)、各地域センター等での講座、学習会等の取り組みも活発になってきているように感じられます。グループワークを取り入れた参加型のものについても、東京東部労災職業病センターが、ILOの「安全、衛生、作業条件トレーニングマニュアル」を、毎月集まって最初から読んでいくワークショップを開始しているほか、いくつかの民間の職場、労働組合段階で取り組む事例も出てきました。

地域安全センターの取り組みをいくつか紹介しておきます。

福島県労働安全衛生センターでは、前年に続き、92年11月に、いわき地区、県中地区(郡山市)、会津地区、県北地区(福島市)の4か所で、①安全衛生委員会の役割と課題、②職場における保健予防活動をテーマに第2回学習会を開催、各会場で開会までの時間を活用し医療機関の協力を得て「健康チェック」も行っています。

三多摩労災職業病センターは、自治労東京都本部の協賛を得て、「自治体職場の作業管理と安全衛生」と題した学習会を実施。事前に「安全衛生に関するアンケート調査」を実施、スライドの撮影やその説明を録音するなどの準備をしたうえで、92年5月に給食・調理作業、6月に図書館・清掃作業を取り上げ、作業マニュアルの問題を学習しました。

三多摩労災職業病研究会では、ほぼ毎月定例研究会を実施、月刊の機関紙でその内容を紹介しています。

③ 労働衛生研究会(関東)、労働と健康研究会(熊本)等

全国安全センターと各地域センターでは、各分野の専門家とのネットワークの拡大に努めていますが、定期的に研究会を開催しているものもあります。様々な機会にその成果を紹介するとともに、積極的に

活用していきたいと考えています。

関東では、全国安全センター事務局と神奈川労災職業病センターが参加している労働衛生研究会が、1～2か月に1回研究会を重ねています。同研究会で開発を進めてきた携帯型自動ガスクロ装置が完成し、92年6～7月にかけて塗装工場、産業廃棄物処理プラント等で試験を行いました。これは、関係学会等でも発表し、安全センター情報12月号にも紹介しています。今後、現場改善に生かし、将来的には環境測定のある方を全面的に見直させていきたいと考えていますが、そのためには現場での実績を積み重ねる必要があり、各地で活用の方法を考えていただきたいと思います。また、前述のとおり、「顕微鏡労働のための7つのチェックポイント」及びホステス等接客業での健康問題についてのパンフレットを製作中です。

熊本労働安全衛生センターは、秋津レークタウンクリニック内に環境医学研究センターを併設して内外からの相談に応じていますが(92年10月号)、92年10月からは、新たに「労働と健康」研究会がスタートしています。昨年度の研究会の内容は次のとおりでした。①「山林労働者と製造業労働者の振動病の病像論と運動論」講師：原田正純氏(10月)、②「『指曲がり症』学校給食調理員」講師：山口尚樹氏(11月)、③「過労死の病像、県内での現状、労災補償認定基準」(12月)、④「過労死の業務起因性に関する立証方法について」講師：木村孝文氏(1月)、⑤「快適職場形成に向けた労働法令・行政の動き」講師：宮北隆志氏(2月)、⑥「有機溶剤取り扱い職場における健康管理・環境管理」講師：永野恵氏(熊本大学公衆衛生学教室、3月)、⑦「職場におけるメンタルヘルス」講師：児玉修氏(熊本県精神衛生センター所長、4月)、⑧「VDT作業による健康障害と予防対策」講師：木村孝文氏(5月)。

関西で、医師、研究者のグループとして共同研究活動が続けてきた環境科学労働科学研究会は、92年6月の最終例会をもって閉会し、今後は、研究者のネットワークとして、半年に1回程度の会を開催する予定となっています。

5 労災職業病 相談・個別課題

① 労災職業病の発生状況

先ごろ93～97年度を計画期間とする第8次労働災害防止計画が閣議決定されましたが、ここでは、労働災害の現状について次のようにいっています。

「特に72年の労働安全衛生法の制定以降これまでの20年間で、労働災害の発生件数はほぼ半減し、労働災害の発生率は約7割減となるなどの成果があげられてきた。しかしながら、今なお、年間約71万人の労働者が労働災害により被災し、そのうち、約2,500人が死亡しているとともに、近年、死亡災害や一時に多数の労働者が被災する重大災害の発生件数は高い水準のまま、横ばいないし増加傾向にある。また、労働災害のうち、職業性疾病は長期的には順調に減少してきたが、今なお、4日以上以上の休業を要する疾病が年間約12,000件発生している。」

労働災害の発生状況は、表1及び表2のとおりです。最新のデータによると、91年の総労働災害発生件数(労災保険新規受給者数)が764,692件、休業4日以上之死傷災害が200,633件、死亡災害については92年分が2,354件(確定)となっています。

また、92年の重大災害(一時に3名以上の労働者が死傷又はり病)は、166件で死傷者数1,068人、内死亡者数97人(91年は、196件、1,704人、141人)となっています。

新聞記事から、ここ1年前後の10人以上の死傷者が出たと思われる事故をひろっただけでも以下のよ

うになります。

- 91年12月22日、大阪府泉佐野市の不二製油阪南工場で、油脂抽出工場の油脂連続抽出装置が爆発、工場の点検作業中の社員ら8人が死亡。
- 92年2月14日、神奈川県大和市の自衛隊基地内の体育館新築工事現場で、2階床部分にコンクリートを流し込む作業中、2階床部分が長さ約40m、幅32mにわたって崩落。1、2階で作業をしていた作業員ら人ががれきや生コンの下敷になり、7人死亡、13人が負傷。
- 92年6月9日、宮城県仙台市の清掃工場の粗大ごみ処理施設内で、ごみの分別をしていた作業員12人が、目やのどなどに痛みを訴えたり、吐き気を催し病院に運ばれた。いずれも間もなく回復。
- 92年6月16日、茨城県守谷町の煙火店で、工場内にある煙火火薬庫付近で爆発が起こり炎上、付近の民家9棟にも延焼した。この火事で、同社社員2人が死亡、1人が行方不明に。重軽傷者は51人。
- 92年9月8日、山口県周東町のJR岩徳線・中山トンネル(全長約1.4km)中央付近で、レールの交換を行っていた保線区職員ら29人が酸欠で倒れた。数人が症状が重かったものの生命に別状なし。
- 92年10月16日、千葉県袖ヶ浦市の京葉コンビナート内の製油所内で、脱硫装置の熱交換器付近が爆発、炎上。近くで同装置の調整作業を行っていた作業員10人が死亡、6人が重軽傷。
- 93年1月16日、大阪府岸和田市沖の阪南港内の防波場に、関西新空港工事の作業員を運ぶ交通船が衝突。船長と作業員10人が、肋骨を折るなどの重軽傷。

労働災害の動向としては、第8次労働災害防止計画でも、次のような点を指摘しています。

① 中小規模事業場における労働災害の多発

中小規模事業場においては、労働者数30人から49人の規模の事業場における労働災害の発生率が100人以上の規模の事業場の約3倍となっているなど大規模事業場に比較して労働災害の発生率が高く、また、被災者数の減少率が小さい。

② 機械設備による災害、爆発・火災災害の多発

休業4日以上之死傷災害のうち、機械設備によるものが約3分の1を占めるなど、機械設備による労働災害は依然として多発しています。特に、建設用機械、クレーン等による死亡災害が全死亡災害の約7分の1を占めています。また、プレス機械及び木材加工用機械による労働災害は近年、着実に減少しているものの、プレス機械については約半数、木材加工用機械については約2割が障害が残る災害となっています。機械設備による災害のうち、食品加工用機械等による労働災害の割合が増加しています。労働災害の種類としては、手指等がはさまれたり、切傷される災害等が多発しています。また、主として機械設備の周辺における作業中に労働災害を被りそうになった経験を有する労働者の割合が高い。

爆発・火災による労働災害は、近年、減少傾向から横ばい傾向に転じつつあります。また、食用油抽出工程、石油精製工程、花火製造工程等において大規模な爆発災害が発生するとともに爆発災害の原因物質が多様化してきています。

③ 交通労働災害の増加

労働災害による死亡者のうち、交通労働災害によるものが約3割を占め、その割合が増加傾向にあるとともに、重大災害の過半数を交通労働災害が占めています。

また、物流の活発化を背景として、陸上貨物運送業において交通労働災害は最も多く発生しており、次いで、自動車の運転を伴うことが多い業務を有する卸売・小売業、建設業、製造業の順となっています。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労 災 保 険 適用事業場数	労 災 保 険 適用労働者数	死 亡 災 害 発 生 状 況	死傷災害発生 状況（休業4 日以上）	労 災 保 険 新規受給者数	障害(補償)一 時金受給者数
47	115,901				85,759	2,276
48	224,721	6,596,092	2,869	226,491	446,568	24,223
50	316,260	7,195,752			628,693	49,074
55	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,839
60	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,416
61	866,241	17,974,571	* 6,712	* 481,686	966,133	75,168
62	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,941	* 79,330
65	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,028
68	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	* 1,716,677	71,793
70	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	74,270
72	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	65,276
73	1,532,476	28,762,112	5,269	* 387,342	1,370,470	63,396
75	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	53,387
79	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	53,643
80	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	52,465
81	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	50,567
82	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	49,003
83	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	47,405
84	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	48,011
85	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	46,648
86	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	46,170
87	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	44,256
88	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	43,181
89	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	40,759
90	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	38,716
91	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	37,108
92			2,354			

資料：「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は、労働省労働基準局「労働基準監督年報」
上記以外は、労働省労働基準局「労災保険事業月報」による。

*印はピーク。

遺族(補償)一時金受給者数	葬祭料・葬祭給付受給者数	年金受給者数						
		合計	傷病(補償)年金				障害(補償)年金	遺族(補償)年金
			計	じん肺	せき損	その他		
1,245	1,248	—						
4,045	4,095	—						
4,585	4,412	19						
5,116	5,010	601						
6,161	6,039	3,496	3,375	2,372	965	38	121	—
* 6,629	* 6,500	4,415	4,119	2,890	1,147	82	296	—
6,528	6,408	5,286	4,755	3,261	1,358	136	532	—
6,548	5,880	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	—
1,317	5,759	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679
1,507	5,898	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1,968	5,410	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877
1,847	5,342	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760
1,310	4,563	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
820	4,371	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
753	4,238	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
691	4,124	154,142	22,370	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
746	4,146	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
638	3,893	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
698	3,839	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
735	3,903	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
699	3,609	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
704	3,570	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
773	3,789	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
768	3,894	193,725	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
819	3,846	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	* 92,800
894	4,015	*199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	* 84,978	92,672

により、73年以降の死傷者数は休業4日以上、72年以前の死傷者数は休業8日以上のものである。

表2 業務上疾病の発生状況

号	分 類	1978	1979	1980	1981	1982
1	業務上の負傷に起因する疾病		13,807	13,630	13,269	12,235
		9,897	11,415	11,985	11,792	11,131
			2,392	1,645	1,477	1,104
2	物理的因子による疾病(がんを除く。) 有害光線、電離放射線、異常気圧 異常温度、騒音、超音波等		1,711	1,128	1,646	1,128
		1,484	1,344	1,212	1,197	1,011
			367	-84	449	117
3	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因 する疾病 腰痛、振動障害、頸肩腕障害等		1,665	789	711	447
		3,330	2,782	2,674	2,451	2,187
			-1,117	-1,885	-1,740	-1,740
4	化学物質等による疾病(がんを除く。) 労働大臣が指定する化学物質等によ る疾病を含む。		713	621	475	505
		553	398	400	458	335
			315	221	17	170
5	粉じんの吸入による疾病 じん肺症等		2,491	2,365	2,249	2,282
		1,907	2,150	2,108	2,034	2,114
			341	257	215	168
6	細菌、ウイルス等の病原体による疾病		101	48	48	51
		109	85	123	164	206
			16	-75	-116	-155
7	がん原性物質若しくはがん原性因子又はが ん原性工程における業務による疾病		6	3	6	5
		51	47	41	49	60
			-41	-38	-43	-55
9	その他業務に起因することの明らかな疾病		50	60	45	52
		245	226	470	622	634
			-176	-410	-577	-582
	職業性疾病(2号から9号までの小計)		6,737	5,014	5,180	4,470
		7,679	7,032	7,028	6,975	6,547
			-295	-2,014	-1,795	-2,077
	計		20,544	18,644	18,449	16,705
		17,576	18,447	19,013	18,767	17,678
			2,097	-369	-318	-973

資料：上段の数字は、労働省業務上疾病調「業務上疾病の発生状況」で、事業主から提出され初めて診断がなされた日をいう。休業4日以上、その年に発生した疾病で翌年3月末日中段の数字は、労働省労働基準局補償課「年度別、業務上疾病の新規支給決定件数」。下段の数字は、上段の数字から中段の数字を差し引いたもの
「号」及び「分類」は、労働基準法施行規則別表第1の2による。

1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	79～91計
1,1651	11,242	11,022	10,763	9,170	9,598	9,485	8,759	9,146	143,777
9,731	9,395	8,834	8,296	8,035	7,831	8,046	7,791	7,016	121,298
1,920	1,847	2,188	2,467	1,135	1,767	1,439	968	2,130	22,479
821	1,293	1,237	1,292	730	566	728	501	860	13,641
888	846	846	1,238	1,627	1,217	690	592	523	13,231
-67	447	391	54	-897	-651	38	-91	337	410
363	372	413	532	733	612	680	543	370	8,230
1,683	1,687	1,617	1,652	1,382	1,375	1,221	1,012	1,000	22,723
-1,320	-1,315	-1,204	-1,120	-649	-763	-541	-469	-630	-14,493
426	608	456	368	399	364	316	331	370	5,952
413	348	309	298	303	279	277	216	260	4,294
13	260	147	70	96	85	39	115	110	1,658
2,163	1,561	1,387	1,472	1,401	1,308	1,201	1,185	1,103	22,168
1,899	1,339	1,353	1,272	1,327	1,254	1,238	1,144	1,140	20,372
264	222	34	200	74	54	-37	41	-37	1,796
41	56	60	108	69	55	40	87	92	856
166	162	138	113	140	141	128	120	173	1,859
-125	-106	-78	-5	-71	-86	-88	-33	-81	-1,003
6	4	0	6	4	4	2	1	5	52
68	49	67	64	61	53	67	51	80	757
-62	-45	-67	-58	-57	-49	-65	-50	-75	-705
9	11	13	6	4	16	13	8	5	292
541	440	256	211	106	187	133	120	174	4,120
-532	-429	-243	-205	-102	-171	-120	-112	-169	-3,828
3,829	3,905	3,566	3,784	3,340	2,925	2,980	2,656	2,805	51,191
5,658	4,871	4,586	4,848	4,946	4,506	3,754	3,255	3,350	67,356
-1,829	-966	-1,020	-1,064	-1,606	-1,581	-774	-599	-545	-16,165
15,480	15,147	14,588	14,547	12,510	12,523	12,465	11,415	11,951	194,968
15,389	14,266	13,420	13,144	12,981	12,337	11,800	11,046	10,366	188,654
91	881	1,168	1,403	-471	186	665	369	1,585	6,314

た労働者死傷病報告を分析・細分類し、暦年で集計したもの(一般的にここでの発生とは、までに把握したもの。

被災者本人あるいは遺族等から労災保険の請求手続が行われ支給決定されたもの。

表3 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断実施状況

年度	定期健康診断			特殊健康診断				
	受診労働者 総数	疾病総数	疾病 発見率	対 象 業務数	実 施 事業場数	受 診 労働者数	有所見者 数	有所見 率
65	9,370,497	574,578	6.1	24	8,927	226,979	24,048	10.6
70	11,199,917	562,894	5.0	30	14,865	304,793	30,735	10.1
75	10,901,527	733,029	6.7	66	30,446	557,224	29,962	5.4
80	11,306,990	990,149	8.8	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5
81	10,333,192	916,522	8.9	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5
82	10,408,511	953,393	9.2	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4
83	10,625,676	991,035	9.3	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0
84	10,618,339	970,752	9.1	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0
85	10,733,013	1,005,929	9.4	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7
86	10,900,258	1,065,354	9.8	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6
87	10,859,413	1,100,724	10.1	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5
88	10,586,406	1,123,126	10.6	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4
89	9,232,997	1,117,564	12.1	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8
90	10,009,681	2,367,251	23.6	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3
91	10,911,023	2,990,890	27.4	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0

資料：特殊健康診断実施結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断実施結果調

89年10月より、定期健康診断の項目等が改正されている。

特殊健康診断では、89年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正されている。

じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。

78年じん肺管理区分が改正されている。

④ 労働災害により被災する高年齢労働者の増加

高年齢労働者の増加に伴い、休業4日以上之死傷災害の被災者に占める50歳以上の高年齢労働者の割合が約4割となっています。また、50歳代の労働者の災害発生率は、30歳代の労働者の約2倍になっています。

業種別にみると、次のとおりです。

① 建設業

建設業においては、全産業の平均と比較して災害の発生率が高く、また、休業4日以上之労働災害の約3割、死亡災害・重大災害の約4割を占めるなど、労働災害が多発しています。特に重大災害については、橋げたの落下、ずい道の水没、型枠支保工の崩壊等によるものが続発している状況にあります。労働災害の種類別では、足場・建築物等からの墜落災害、建築材料の落下等による災害及び木材加工用機械により手指等が切傷される災害が多く発生しています。この要因としては、①高所作業等の危険作業が多いこと、②異なる事業者中使用される労働者が混在して行う作業が多く、特に中小規模の現場において適切な統括安全衛生管理が行われていないことなどがあげられるとしています。

じん肺健康診断							
受 診 労働者数	管理 1 有所見者	管理 2	管理 3	管理 4	有所見者 数	合 併 症 り患者数	有所見 率
162,467	8,996	3,973	850	415	14,234	—	8.8
173,331	10,010	3,639	736	257	14,642	—	8.4
212,976	12,716	5,055	1,080	318	19,169	—	9.0
259,899	—	34,133	8,132	122	42,387	172	16.3
271,775	—	36,872	7,787	148	44,807	177	16.5
265,720	—	38,099	8,010	126	46,235	147	17.4
260,565	—	37,183	7,120	137	44,440	133	17.1
262,024	—	34,958	6,231	81	41,270	102	15.8
260,629	—	33,391	5,905	80	39,376	87	15.1
251,822	—	34,232	5,614	75	39,921	140	15.9
237,310	—	29,111	4,645	93	33,849	104	14.3
228,425	—	27,164	4,209	64	31,437	60	13.8
219,624	—	25,364	3,864	66	29,294	63	13.3
216,420	—	22,184	3,557	74	25,815	93	11.9
229,139	—	22,799	3,475	50	26,324	47	11.5

② 製造業

製造業においては、休業4日以上之死傷災害の約3割を占めています。特に食料品製造業、木材・木製品製造業、金属製品製造業等において多発しており、製造業の平均と比較して労働災害の発生率も高い。また、食料品製造業及び輸送用機械器具製造業における災害の製造業全体に占める割合が増加しています。さらに、製造業の機械設備による休業4日以上之死傷災害のうち、約6分の1が、修理・点検・トラブル処理等の非定常作業中に発生しています。

③ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業においては、この数年間の労働災害の発生件数の減少率が低く、全産業に占める割合が増加しているとともに、労働災害の発生率が高い。労働災害の種類別では、死亡災害の約7割が交通労働災害となっており、また、休業4日以上之労働災害では荷役作業中の墜落災害が約2割を占めるほか、荷の落下等による災害、荷にはさまれる災害などが多く発生しています。

④ 港湾貨物運送事業

港湾貨物運送事業においては、この数年間の労働災害の発生件数は減少傾向にあるものの、死亡災害

は横ばいの状況です。また、労働災害の発生率が全産業と比較して約2倍、労働災害が発生した場合の災害の重篤度が約6倍と高い。労働災害の種類別では、荷役作業中の墜落災害、荷の落下等による災害が多く発生しています。

⑤ 林業

林業においては、労働災害の発生率が全産業の平均と比較して約4倍、労働災害が発生した場合の災害の重篤度が約3倍と高い。労働災害の種類別では、造材作業中等においてチェーンソーなどに切傷される災害が多く発生しています。また、台風等による被害木の処理作業中における死亡災害が頻発しています。

⑥ 卸売・小売業及びサービス業

サービス経済化の進展による卸売・小売業及びサービス業に従事する労働者数の増加、運搬用機械の導入等機械化の進展等を背景として、休業4日以上の労働災害の約3割、死亡災害の約2割を卸売・小売業及びサービス業が占めているほか、全産業に占める労働災害の割合が増加しています。また、廃棄物処理業及びゴルフ場において労働災害の発生率が高く、労働災害の種類としては転倒によるものが多い。

職業病(業務上疾病)の発生状況は、表2のとおりですが、通常職業病のデータとして公表されている、事業主が届け出た死傷病報告書によるもの(表2の上欄)と、被災労働者や遺族が行った労災請求に対する支給=認定件数(表2の中欄)の数字がかなり異なるので注意を要します。腰痛・頸肩腕障害等(第3号)と細菌・ウイルス等の病原体による疾病(第6号)は、認定数が公表数の2倍以上、職業がん(第7号)とその他の職業病(第9号、いわゆる過労死もここに含まれます)では10倍以上になっています。とくに、後者の2つでは、退職後に発症する場合も少なくないので注意が必要です。なお、業務上の負傷に起因する疾病(第1号)の大部分は腰痛です(91年上欄、9,146件のうち6,560件が業務上の負傷による腰痛)。

職業病との関係では、定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断等の結果についてもみておく必要があります(表3参照)。定期健康診断については、健診結果の報告が義務づけられている50人以上の事業場についてだけのデータであり、50人未満のところを含めた実態はさらに悪化するものと考えられます。なお、89年10月より、定期健康診断及び特殊健康診断のうち有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正されていますが、その影響を除いても、疾病発見率、有所見率が増加していることがわかります。

なお、今年閣議決定された第8次労働災害防止計画(計画期間は93～97年度の5年間)では、①死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病の大幅減少を期すること、②計画期間中(97年度まで)の労働災害総件数のおおむね25%減少を図ること、③労働者の心身両面にわたる健康の積極的な保持増進を図ること、④快適な職場環境の形成を図ることなどを計画の目標としています。また、外国人労働者対策(外国人研修生の技能実習制度の創設に合わせて、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針(仮称)」の作成等)、また、はじめてエイズ予防対策(87年2月に国が決定し、昨年3月に一部改定した「エイズ問題総合対策大綱」に基づくとしている)等も打ち出しています。第4次紛じん障害防止総合対策要綱でも、同じ期間中に、じん肺の新規有所見者の発生数をおおむね25%減少を図ることとしています。

② アスベスト

前年に引き続いて、92年4月28日に第2回目の「アスベスト・職業がん110番」を開設しました(92年7月号)。全国安全センターと石綿対策全国連絡会議の共催で、11都府県14か所で、相談件数は193件、その内74件が職業暴露による健康被害についての相談でした(昨年は、12都府県14か所で、325件の相談)。

アスベストによる肺がん・悪性中皮腫の労災補償状況

年度	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	計
件数	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	16	110

業種、職種は多岐にわたり、パン製造工場(焼釜にアスベストを使用)、印刷関係でアスベスト含有タルクを使用、障害者の作業所で自動車用ガスケットの仕上げ作業を請負、潜水作業(アスベストを吸うと肺が強くなると言われ仕事の前に吸っていた?)などというものもありました。

東京の全国安全センター事務所には、1年ほど前悪性胸膜中皮腫と診断され、入院中のアスベスト製品製造工場元労働者(61歳)の家族からの相談がありましたが、数日後に亡くなられたとのこと。神奈川へも、同じ会社の別の元労働者から退職後の健康管理についての相談。亡くなられた方のことも知っていて、在職中の事実調査にも協力していただき労災申請。一方、退職者の方々と連絡を取り合って92年7月に「アスベスト被害を考える会」が作られ、11月には自主健診を実施、会社に対して退職後の健康管理について申し入れ、話し合いははじめています。

この間寄せられた相談の中から、建設関係の配管工の悪性中皮腫(神奈川県横須賀労基署、92年5月号)、造船の重量物運搬工の肺がん(同前)、造船の保温工の肺がん(広島県呉労基署、93年3月号)、自動車組立工の悪性胸膜中皮腫(同前広島中央労基署、93年4月号)、等が労災認定されています。

③ 指曲がり症

自治労は、学校、病院、保育園、施設等の給食調理員に多発する「指曲がり症」が、長年給食調理業務に携わっていることによって起きる公務災害であるとして、地方公務員災害補償基金に対して公務上災害と認定するよう取り組みを進めてきました。最初の認定請求から4年半たった92年10月に第1次認定以降、今年5月までに、自治労関係認定申請者164名中163名に決定が出され、70名が公務上と(自治労以外では、8名中2名が公務上)認定されました。これは画期的な取り組みであり、とくに、認定請求をした者だけの問題としてではなく、希望者全員の治療、職場改善を「三位一体」で取り組んできたことには学ぶところが多いと思います。労働省も、「学校給食事業における安全衛生管理要綱」の改正に着手することになり、「学校給食事業における安全衛生対策調査研究委員会」を発足させています。しかし認定自体については、経験年数10年、各年度の1人1日当たり調理食数の合計(総調理食数)が2000食超えること、等の「認定の目安」を設けたことは、認定の枠を不当に狭めるものと批判されており、業務外とされた者についての審査請求も行われています。

一方、「指曲がり症」は、民間労働者にも発症しており、とくに、89年に広島中央労基署に労災申請をしていた女性自動車部品工のケースに労働省がどのような判断を下すかが注目されていました。しかし、地方公務員災害補償基金の決定を待って今年1月に出された決定は業務外というものでした(ただし、併発の腰痛についてはすでに業務上と認定されています)。

④ じん肺

労働者住民医療機関連絡会議との合同プロジェクトとして行っているじん肺プロジェクトは、第3回

を92年5月23～24日に高知で、第4回を93年2月20～21日に札幌で行っています。第3回では、「続発性気管支炎」をメインテーマに、また、県立奈良医大の車谷典男氏から「アメリカにおける最近のアスベスト問題」の特別報告を受けました。第4回は、「肺機能問題」をメインテーマに、札幌・博友会病院の荒井政義院長に基調講演を行っていただきました。毎回、医師をはじめ、地域安全センター、医療機関のスタッフが、具体的事例やデータをとりあげながら、熱心に議論も行っており、この2回は、じん肺審議会労働者側委員の伊藤彰信氏にも参加していただき、最新の動向等も追っています。

⑤ 振動病

86年10月の「振動病新治療指針」(第585号通達)以来、振動病被災者に対する打ち切り攻撃は熾烈を極めており、森林労連等の取り組みにより、90年10月の第664号通達によって、「経過観察期間」の導入など、局医協議会による一方的打ち切りに対する歯止めを設けさせたものの、90年度848人、91年度も738人が打ち切られています(89年度は1185人、91年度末の療養継続者は11125人となっています)。全国山林労働組合の組織や地域安全センターが存在するところでは、第664号通達も活用、厳密に運用させるなどして、一方的打ち切りを許さない取り組みを続けているものの、地域によってかなりの格差があることも事実です。

93年3月に、森林労連から、新治療指針見直しを実現させるためにも、打ち切られた被災者の実態調査についての要請が、全国安全センターと労住医連になされました。これを受けて、合同プロジェクトとして振動病プロジェクトを発足させ、調査の実施等に着手していきたいと考えています。

⑥ 過労死・精神疾患

鳥取県労働安全衛生センターが今年4月に開設した過労死110番にも、件数こそ多くはないものの深刻な相談が寄せられています。いわゆる過労死(業務上の負傷によらない、その他業務に起因することの明らかな脳・心臓疾患)として労災認定された件数は、87年10月の認定基準改正後も、87年21件、88年29件、89年30件、90年33件、91年34件とあいかわらず狭き門です。労災審査請求の業務上外が争点の事案の4割が脳・心臓疾患で占められるという状況になっていますが、結論が出るまでに時間がかかりすぎるということに加えて、他と比べても低い救済率となっています。

とくに、この間自治体での取り組みが進んでいます。福井市清掃事務所で焼却業務の総監督だった被災者の「ごみ分別収集PRのための説明会」出席中のくも膜下出血発症(56歳、死亡、92年3月に地方公務員災害補償基金福井県支部審査会で公務上認定)、相模原市の企画調整課長(48歳)が、「50万人都市記念事業」を主管しての激務の中で発症した急性心筋梗塞(死亡、92年7月に地公災基金神奈川県支部審査会で公務上認定、神奈川県労災職業病センターも支援)、佐世保市立総合病院で前院長の病氣療養・死去に伴い院長心得として新病院建設の最高責任者など院長としての業務も併せ行うこととなった被災者が、定例市議会に臨むための資料作成中に急性心不全で死亡したケース(61歳、92年8月に地公災基金長崎県支部審査会で公務上認定)と、相次いで3件、基金支部審査会で一度は公務外とされた決定をくつがえす裁決を出させています。これらは、遺族と当該の自治労組合、自治労公務災害認定問題研究連絡会等の粘り強い調査、取り組みの成果です。

メンタルヘルス対策は、第3回労働安全衛生学校で、原田正純議長にまとまった講演をしていただきましたが、具体的な取り組みを進めたい課題です。事務局では、精神神経学会関係者からの要請もあり、

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

	年 度	87	88	89	90	91
脳 血 管 疾 患	請求件数	351	480	538	436	404
	認定件数	42	61	96	77	78
	1号	24	47	77	56	54
	9号	18	14	19	21	24
虚血性心疾患等	請求件数	148	196	239	161	151
	認定件数	7	20	14	15	15
	1号	4	5	3	3	5
	9号	3	15	11	12	10
合 計	請求件数	499	676	777	597	555
	認定件数	49	81	110	92	93
	1号	28	52	80	59	59
	9号	21	29	30	33	34

(注)1 1号とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、9号とは同表第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等である。

2 未処理の件数があるので、請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。

精神障害者の職場復帰制度の実態について、事例を集めています(ご協力下さい)。最近、メンタルヘルス対策と合わせて、会社によるアルコール依存症の「認定」、受診指示、懲戒処分等を含めたアルコール(酒類)、ドラッグ(薬物類)対策を導入した会社の事例で相談があり、こうした問題も注目していく必要を感じています。

⑦ 腰痛・頸肩腕障害

最近の事例をあげれば、広島労働安全衛生センターの民間労働者のケース―農協での伝票複写等の事務労働による頸肩腕障害(女性、92年10月に広島県三次労基署で業務上認定)、内装工事作業従事者の腰痛(92年**月に広島労基署で業務上認定)、自治体関係で、高知県の社会福祉施設給食調理員の頸肩腕障害(女性、92年11月に地公災基金高知県支部審査会で公務上認定)、八王子市の学校給食調理員の頸肩腕障害(男性、93年1月に地公災東京都支部で公務上認定)などがあります。横浜市の保育園保母の頸肩腕障害を公務災害だとして損害賠償を求めている裁判で、東京高裁が横浜市に200万円の慰謝料の支払を命じた横浜地裁の判決をくつがえす(93年1月)などきびしい労災認定をめぐる状況の中で注目されます。

また、自治体労働安全衛生研究会が作成を進めている「シリーズ職場の改善対策事例」(学校給食職場のものができ、清掃職場について作成中)は、腰痛・頸肩腕障害対策に限ったものではありませんが、依然潜在的に多発していると思われる腰痛・頸肩腕障害等の予防対策を具体的に進めていくことが必要

です。

⑧ 外国人労働者

外国人労働者の労働災害については、依然、関東、関西を中心に数多くの相談が寄せられ、サポート活動を行っている労働組合、市民団体等から全国安全センターに寄せられる相談も相次いでいます。92年4月には、昨年に引き続き、「外国人労働者の労災白書 92年版」をまとめました。129件の事例中、事業主がすすんで労災保険の手続をとっていたのは15件だけ、救援団体がサポートして手続をとらせたものを含めても67件にとどまっています。また、6割が就労開始から3か月以内に被災していることも明らかにになりました。今年は、各団体の相談件数がうなぎのぼりに増加し、また、サポートを行う団体も増えて、全体の把握が困難なことから、安全センター情報93年6月号で特集を組み、関東と関西の主な傾向、特徴的な事例を紹介することとしています。再三指摘してきたように、死亡災害や職業事例もあらわれてきており、悪質な「労災隠し」や「労災保険給付のネコババ」、損害賠償の算定をめぐる問題なども深刻になってきています。

労働省は、今年度新たに、研修制度に技能実習制度を加え研修期間と合わせ最長2年間の滞在を認めること、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の作成(平成5年5月26日付け基発第329号。また、中央労働災害防止協会に検討委員会を設置させ、その報告が今年2月にまとまっています)、外国人労働者雇用状況報告制度、等の施策を打ち出していますが、タテマエと実態がますます乖離する中で、労災職業病の増加や労災隠しなどの人権侵害を「助長」しないか懸念されています。91年3月の労働省との話し合いでの「(労災手続に必要がなく人権侵害につながるおそれのある)パスポートの提示強要はしない」という確認の徹底や、今後増えてくる外国から(へ)の諸手続や帰国後の障害補償認定等々いまのうちに知恵を出し合って整備しておかなければならない問題が山積みしています。

⑨ 出稼労働者

神奈川・東京を中心に取り組まれている出稼労働者の出稼先での健診や出稼元と出稼先を結ぶ医療ネットワークの充実等の取り組みが進められています。これまでの健診や出稼先飯場実態調査については、92年10月に秋田市で開催された第41回日本農村医学会総会で、神奈川、東京、秋田の医師グループによって「90年代出稼ぎの社会医学的研究」として発表されました(93年1月号)。92年度の健診の実施状況は、15事業所・2集会で280人が受診(91年度262人)、医師13人等34人がスタッフとして参加。92年11月には、横浜で「第2回出稼労働者の健康を考える集い」が開催され、今年10月に横浜市で開催される日本農村医学会でも報告を行う予定です。

⑩ 労働者性が問題とされる労働者

これまでも、建設や山林での請負労働などでの労災認定で問題になってきましたが、就労形態が複雑化する中で新たなかたちで「労働者性」が問題になるケースが増えてきています。91年1月に起きた、シルバー人材センターから民間の人材派遣会社に派遣され、そこから再度派遣された先の大阪府豊中市立体育館で落下・死亡事故については、淀川労基署がシルバー人材センター労働者の労働者性を否定して不支給決定(92年3月)、現在、関西労働者安全センターも協力して審査請求が取り組まれています。

都市部を中心に最近急成長しているバイク宅急便労働者の労働災害についての相談が寄せられています。所定の就業時間が決められて出勤管理を行い、社員の指揮命令にしたがって業務が行われていましたが、形式は請負契約、賃金は請負代金とされ、バイクのリース料が引かれています。現在、全国安全センター事務局が協力して労災申請の準備を進めています。

⑪ 鍼灸裁判

92年4月、大阪地裁は、労災保険による鍼灸治療の一方的期間制限を導入した基発第375号通達(昭和57年5月31日付)に基づく鍼灸治療費打ち切りの撤回を求めた鈴木真規子さんの訴えを却下しました(92年7月号)。鈴木さんは控訴して、大阪高裁で裁判が続いています。同じ訴えをしていた神奈川の自治労七沢リハビリ労組の松橋真喜子さんと近石りえ子さんの裁判が注目されていましたが、横浜地裁は、93年3月に棄却の判決を出しました。松橋さん、近石さんも控訴して争う決意を固めています。

6 国際交流

92年9月に、イギリスのシェフィールドで開催された第4回ヨーロッパ労災職業病会議へ全国安全センターの代表として鳥井一平、中島由美子の両氏を派遣しました(92年10月号)。ヨーロッパの労働組合等の職場、地域での安全衛生問題に対する取り組みの息吹にふれるとともに、同地の労働組合が事務局を担当して発行している「WORKERS' HEALTH INTERNATIONAL NEWSLETTER」等を媒体としたヨーロッパを中心にワールドワイドなネットワークとのコンタクトを強めました。また、全国安全センターとしての派遣ではありませんでしたが、92年10月にインドで開催された「産業被害と人権—国際民衆法廷」に参加した、原田議長ら、水俣病関係者によって、アジアでの労災職業病をはじめとした産業被害の実態と被害者たちの連帯が進められていることを紹介しました(93年2月号)。また、93年4月にインドで開催されたILO等の主催による第13回世界労働安全衛生会議に、全国安全センターから古谷事務局長及び東京東部労災職業病センターの飯田勝泰事務局長、神奈川労災職業病センターの西田隆重事務局長が参加しています。

さらに、韓国「労働と健康研究会」からの要請に対する作業環境測定問題等での協力、台湾の日系企業合併会社での労災事故補償問題で敬人劳工安全衛生服務中心からの要請で、日本の親会社に対して早期に誠意ある解決を図るよう働きかけることを申し入れたり、具体的な課題での協力もはじまっています。

ただし、残念ながら、季刊発行をめざした英文ニューズレターについては、92年5月の第2号発行の後、今年度中には発行できませんでした。

7 組織・財政

① 組織

今年度、事務局会議は、原則隔週開催を確立しましたが、運営委員会を開催せず電話連絡等で処理してきたことは反省しなければなりません。編集委員会は、92年8月29日の第6回、国際局(仮称)は、5月16日の第1回及び8月29日の第2回、という会議開催にとどまりました。

91年7月から古谷事務局長1人専従だけという体制が続いてきましたが、93年2月から矢尾伸哉さんに事務局のアルバイトをお願いし、4月からは事実上、事務局員として働いていただいています。

② 財政

今年度の新規入会者は、43人・団体53口(賛助会員37人・団体47口、購読会員6人・団体6口)で、今年度末の会員の状況は、298人・団体610口(賛助会員261人・団体545口、購読会員37人・団体65口)となっています。財政基盤強化のために、早急に賛助会員・購読会員合わせて400人という拡大目標を達成したいと思います。

1992年度収支決算案

(1992年4月1日から1993年3月31日まで)

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度 決算額	増減	予算額	増減
地域センター会費	1,530,000	1,320,000	210,000	1,300,000	230,000
賛助会員会費	6,644,600	6,074,000	570,600	7,000,000	△355,400
購読会員会費	784,500	361,500	423,000	1,000,000	△215,500
寄付金収入	1,935,000	574,108	1,360,892	1,000,000	935,000
安全学校参加費等	1,320,500	1,085,000	235,500	900,000	420,500
資料等頒布収入	566,050	387,900	178,150	500,000	66,050
雑収入	1,272,584	1,015,751	256,833	600,000	672,584
前期繰越金	499,409	458,937	40,472	499,409	0
合 計	14,552,643	11,277,196	3,275,447	12,799,409	1,753,234

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度 決算額	増減	予算額	増減
人件費	2,977,653	2,851,760	125,893	4,000,000	△1,022,347
事務局長	(2,737,653)	(2,546,254)	(191,399)		
アルバイト	(200,000)	(305,506)	(△105,506)		
活動費	2,084,894	1,071,926	1,012,968	1,300,000	784,894
安全学校運営費	1,317,200	1,086,058	231,142	1,000,000	317,200
機関紙等印刷費	2,350,372	2,654,558	△304,186	3,500,000	△1,149,628
機関紙印刷費	(2,050,309)	(2,212,800)	(△162,491)		
その他印刷費	(300,063)	(441,758)	(△141,696)		
通信運搬費	1,018,121	761,433	256,688	700,000	318,121
電話・FAX代	(220,489)	(191,503)	(28,986)		
郵送料等	(767,632)	(569,930)	(197,702)		
什器備品費	602,700	471,658	131,042	400,000	202,700
図書資料費	635,434	450,493	184,941	400,000	235,434
消耗品費	413,512	302,407	111,105	300,000	113,512
会議費	529,480	497,417	32,063	400,000	129,480
頒布用資料費	443,600	443,016	584	400,000	43,600
雑 費	310,686	187,061	123,625	200,000	110,686
予備費	0	0	0	199,409	△199,409
小 計	12,683,652	10,777,787	1,905,865	12,799,409	△115,757
次期繰越金	1,868,991	458,937	1,410,054		
合 計	14,552,643	11,236,724	3,315,919		

貸借対照表(1993年3月31日現在)

1) 資産の部

勘 定 科 目	金 額		前年度末現在金額	
現金	530,787		153,376	
預金				
普通預金(東京労働金庫田町支店)	1,209,728		444,453	
郵便振替(東京貯金事務センター)	328,476		101,580	
資 産 合 計		2,068,991		699,409

2) 負債及び正味財産の部

勘 定 科 目	金 額		前年度末現在金額	
借入金(関西労働者安全センター)	200,000		200,000	
負 債 合 計		200,000		200,000
次期繰越金	1,868,991		499,409	
正 味 財 産 合 計		1,868,991		499,409
負債及び正味財産合計		2,068,991		699,409

1993年度活動方針案

来年4月からは、いよいよわが国で週40時間労働制が施行される予定です。しかし、適用猶予措置との関係で実現される範囲に限られること、時間外・休日労働の上限規制の欠如、拡大される変形労働時間制、さらにはサービス残業の存在等々を考えれば、真の週40時間労働制の実現は今後の取り組みにかかっています。これは、過労・ストレスがますます増大し、社会問題化しつつある今日、労働安全衛生の立場からも重要な課題であり、私たち自身の働き方、産業社会のあり方を見直すようなダイナミックな運動が求められていると言えるのではないでしょうか。

全国安全センターは、小粒とはいえ、地域での労働安全衛生活動の発展に貢献し、具体的に見えてきたアジアや世界の仲間たちとの交流・連携を一層進める中で、大きな展望をもって着実に前進していきたいと考えています。

今年度は、以下の点を重点課題として取り組みます。

① モデル・プログラムの開発等、参加型の労働安全衛生活動の普及

いくつかの地域センター、労働組合等で企画されている参加型の安全衛生講座・学習会等に積極的に協力し、その中で、様々な条件に合わせたモデル・プログラムを開発していきます。

また、民間での職場改善事例を写真・スライド・ビデオ等で集積し、活用できるようにしていきたいと思います。

② 労働安全衛生学校の熊本(11月)、大分(94年)等での開催

第4回労働安全衛生学校を、93年11月6日(土)～11月7日(日)に、熊本県阿蘇郡南小国町北里研修施設「木魂館」にて開催します。また、第5回についても、来年大分での開催を予定します。両者については、宮崎での第3回と同様、熊本県労働安全衛生センター、(社)大分県勤労者安全衛生センター、旧松尾鉱山被害者の会及び全国安全センターの4者共催とします。なお、他の地域でも可能であれば開催したいと思います。

③ 快適職場指針、化学物質安全データシート活用の促進等

昨年相次いで策定された快適職場指針、安全データシートを中心とした化学物質等の危険有害性表示制度の活用を促進します。これは、労働者参加の安全衛生、知る権利をはじめとした権利の確立という大目標の実現に向けて、有効であると考えからです。活用のためのパンフレットの作成、活用事例の紹介等を行っていきます。

④ 振動病プロジェクトー打ち切り被災者の実態全国調査等の実施

森林労連から要請のあった振動病打ち切り被災者の実態全国調査を全国安全センターと労働者住民医

療機関連絡会議の合同プロジェクトとして、森林労連と協力して実施します。また、その他の課題についても検討していきます。

⑤ アスベスト規制法制定の実現と健康被害の掘り起こし

アスベスト規制法の制定をめざし、アスベスト規制法制定をめざす会、石綿対策全国連絡会議とともに奮闘します(*注：今通常国会に法案を提出するよう社会党との最後の詰めの最中であり、その後の動向については総会場で報告、検討していただきます)。

また、引き続きアスベスト健康被害の掘り起こしを進めます。アスベスト110番については、地域、業種等を絞った集中的な相談活動を追及します。

⑥ アジア等の労働安全衛生団体との交流促進

英文ニューズレター「WORKING ENVIRONMENT AND POLLUTION PROBLEMS」を今年度2号以上発行し、定期発行の軌道に乗せ、アジア等の労働安全衛生諸団体との継続的な情報交換を確立します。

また、代表団の派遣等も検討するほか、具体的課題での相互協力を推し進めます。

⑦ 労災相談マニュアルの作成

2年間方針に掲げて実現できなかった労災相談マニュアルの作成をめざします。

⑧ 事務局体制の拡充と財政基盤の強化

事務局員を1名増員(矢尾伸哉さん)し、事務局体制の拡充をはかります。

また、そのためにも財政基盤の強化が重要であり、早急に賛助会員・購読会員合わせて400人の目標を実現します。

1993年度収支予算案

(1993年4月1日から1994年3月31日まで)

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増減	前年度 予算額	増減
地域センター会費	1,500,000	1,530,000	△30,000	1,300,000	200,000
賛助会員会費	7,500,000	6,644,600	855,400	7,000,000	500,000
購読会員会費	1,000,000	784,500	215,500	1,000,000	0
寄付金収入	1,000,000	1,935,000	△935,000	1,000,000	0
安全学校参加費等	1,500,000	1,320,500	179,500	900,000	600,000
資料等頒布収入	500,000	566,050	△66,050	500,000	0
雑収入	1,000,000	1,272,584	△272,584	600,000	400,000
前期繰越金	1,868,991	499,409	1,369,582	499,409	1,369,582
合 計	15,868,991	14,552,643	1,316,348	12,799,409	3,069,582

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増減	前年度 予算額	増減
人件費	5,500,000	2,977,653	2,522,347	4,000,000	1,500,000
活動費	1,500,000	2,084,894	△584,894	1,300,000	200,000
安全学校運営費	1,500,000	1,317,200	182,800	1,000,000	500,000
機関紙等印刷費	3,000,000	2,350,372	649,628	3,500,000	△500,000
通信運搬費	1,000,000	1,018,121	△18,121	700,000	300,000
什器備品費	500,000	602,700	△102,700	400,000	100,000
図書資料費	500,000	635,434	△135,434	400,000	100,000
消耗品費	400,000	413,512	△13,512	300,000	100,000
会議費	500,000	529,480	△29,480	400,000	100,000
頒布用資料費	300,000	443,600	△143,600	400,000	△100,000
雑 費	300,000	310,686	△10,686	200,000	100,000
予備費	868,991	0	868,991	199,409	669,582
合 計	15,868,991	12,683,652	3,185,339	12,799,409	3,069,582

1993年度役員体制案

議長	原 田 正 純	(熊本大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
副議長	天 明 佳 臣	(労働者住民医療機関連絡会議議長、医師)
	井 上 浩	(自治体労働安全衛生研究会副会長、元労働基準監督官)
	栗 林 賢 一	(北海道医療生活協同組合常務理事)
	谷 沿 嘉 瑞	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	松 下 学	(社団法人大分県勤労者安全衛生センター所長)
運営委員	西 畠 正	(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
	西 田 隆 重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(愛媛県労災職業病対策会議事務局長)
	原 知 之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯 田 裕	(尼崎労働者安全衛生センター事務局次長)
	()	
	()	
	()	
事務局長	古 谷 杉 郎	(専 従)
事務局次長	西 野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯 田 勝 泰	(東京東部労災職業病センター事務局)
事務局員	矢 尾 伸 哉	(専 従)
会計監査	平 野 敏 夫	(東京東部労災職業病センター代表)
	小 澤 公 義	(三多摩労災職業病センター事務局)
特別顧問	五 島 正 規	(衆議院議員)
顧問	鈴 木 武 夫	(元国立公衆衛生院院長)

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者
- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないと決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名

- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べるができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。

1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円(送料込み)	6部	年額45,000円(送料込み)
2部	年額19,000円(送料込み)	7部	年額49,000円(送料込み)
3部	年額27,000円(送料込み)	8部	年額52,000円(送料込み)
4部	年額34,000円(送料込み)	9部	年額54,000円(送料込み)
5部	年額40,000円(送料込み)	10部以上	1部につき年額6,000円(同上)

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階
TEL (03) 5232-0182/FAX (03) 5232-0183

- 北海道●社団法人 北海道労働災害・職業病研究対策センター
004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL (011) 883-0330/FAX (011) 883-7261
- 東京●東京東部労災職業病センター
136 江東区亀戸1-33-7 TEL (03) 3683-9765/FAX (03) 3683-9766
- 東京●三多摩労災職業病センター
185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (0423) 24-1024/FAX (0423) 24-1024
- 東京●三多摩労災職業病研究会
185 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内 TEL (0423) 24-1922/FAX (0423) 25-2663
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL (045) 573-4289/FAX (045) 575-1948
- 新潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
951 新潟県古町通4番町643 古町ツインタワーハイツ2F TEL (025) 228-2127/FAX (025) 222-0914
- 静岡●清水地区労働安全センター
424 清水市小芝町2-8 清水地区労気付 TEL (0543) 66-6888/FAX (0543) 66-6889
- 京都●労災福祉センター
601 京都市南区西九条島町3 TEL (075) 691-9981/FAX (075) 672-6467
- 京都●京都労働安全衛生連絡会議
601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL (075) 691-6191/FAX (075) 691-6145
- 大阪●関西労働者安全センター
540 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-16, 601 TEL (06) 943-1527/FAX (06) 943-1528
- 兵庫●尼崎労働者安全衛生センター
660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL (06) 488-3855/FAX (06) 488-2762
- 兵庫●関西労災職業病研究会
660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL (06) 488-3855/FAX (06) 488-2762
- 広島●広島県労働安全衛生センター
732 広島市南区稻荷町5-4 前田ビル TEL (082) 264-4110/FAX (082) 264-4110
- 鳥取●鳥取県労働安全衛生センター
680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110/FAX (0857) 37-0090
- 愛媛●愛媛労働災害職業病対策会議
792 新居浜市新田町1-9-9 TEL (0897) 34-0209/FAX (0897) 37-1467
- 高知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
780 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL (0888) 45-3953/FAX (0888) 45-3928
- 熊本●熊本県労働安全衛生センター
861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック内 TEL (096) 360-1991/FAX (096) 368-6177
- 大分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL (0975) 37-7991/FAX (0975) 34-8671
- 宮崎●旧松尾鉱山被害者の会
883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982) 53-9400/FAX (0982) 53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03) 3239-9470/FAX (03) 5210-7423
- (オブザーバー)
- 福島●福島県労働安全衛生センター
960 福島市船場町1-5 TEL (0245) 23-3586/FAX (0245) 23-3587
- 山口●山口県安全センター
754 吉敷郡小郡町明治東 小郡労働会館内 TEL (08397) 2-3373